

第497回今別町議会定例会会議録（第2号）

第2日（6月17日）

出席議員 7名

1番	綿谷敏明君	2番	中嶋恵君
3番	本間闘士君	4番	太田英一君
5番	田中哲也君	6番	小倉潤二君
7番	本郷良克君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	阿部義治君
副町長	飯田哲君
教育長	佐藤泰仁君
会計管理者 税務会計課長	奥崎匠君
参事・総務企画課長	太田和泉君
参事・町民福祉課長	山崎真直君
産業建設課長	遠田剛洋君
教育課長	相内譲君
総務企画課課長補佐	阿部真紀子君
町民福祉課課長補佐	成田秀和君
税務会計課課長補佐	澤田淳一君
産業建設課課長補佐	川村一樹君
教育課課長補佐	嶋中哲哉君
診療所事務長	平山寛哉君
代表監査委員	相内啓司君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長
主 事

佐 渡 慶 剛 君
野土谷 侑 斗 君

議事日程

第1 一般質問

6 番 小倉 潤二 議員

4 番 太田 英一 議員

2 番 中嶋 恵 議員

1 番 綿谷 敏明 議員

3 番 本間 闘士 議員

午前9時59分 開議

○議長（本郷良克君） おはようございます。

本会議に入る前に、傍聴される方に連絡事項があります。

傍聴人は次のことをお守りください。

私語など、議会の妨害になることは慎んでください。

写真撮影、音声の録音はしないでください。

携帯電話の電源はお切りください。

そのほか会議の妨害になるような行為をした場合は、今別町議会傍聴人規則第10条の規定により退場を命ずることがありますので、ご了承願います。

これで連絡事項を終わります。

ただいまの出席議員は7名であります。よって、会議を再開いたします。

日程に従いまして一般質問に入ります。

通告の受付順に質問を許します。

通告及び答弁は一問一答で行い、できる限り簡潔明瞭に願います。

なお、質問については、同一議題について質問回数の制限をなくし、本人の持ち時間を2時間以内としております。また、関連質問並びに通告以外の質問は受けませんので、ご了承願います。

6番小倉潤二議員に質問を許します。小倉議員。

○6番（小倉潤二君） おはようございます。6番小倉潤二です。

1. 津軽線廃止に伴う殉職者慰霊碑移転について

要旨①町の対応を伺いたい

2. 町有財産無許可持ち出しのその後について

要旨①顛末書等の内容について調査した結果について

要旨②最終的に結論を出す時期について

要旨③町長・副町長の発言について

今日、最初の質問になります。私からは大きく2点の質問になりますので、よろしくお願いたします。

まず質問1、津軽線廃止に伴う殉職者慰霊碑移転について町の対応を伺いたいと思い

ます。

2つ目として、町有財産無許可持ち出しのその後について。

①といたしまして顛末書等の内容について調査した結果についてお聞きいたします。

2つ目に、この無許可持ち出しの件につきまして、最終的に結論を出す時期についてご報告願います。

3つ目として、この問題の町長・副町長の発言についてお聞きいたしますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） ちょっと流利的にもちょっと変になってしまうので、まず町長のこの質問事項について、今までどおりお願いしたいと思います。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） じゃ、入ります。

まず初めに、津軽線廃止に伴う殉職者慰霊碑移転についてお聞きいたします。

先般、外ヶ浜町議会より、津軽線トンネル工事において品川トンネル入口に4名の殉職された方々の慰霊碑が建立されておりますが、津軽線廃止に伴い慰霊碑だけが取り残されることを危惧されており、今別町のほうも1名の殉職されている方がいるということから、今別町議会にも一緒にJRに働きかけていただきたいといった旨の要望書が届いておりましたが、先日締結した合意書の覚書書に外ヶ浜町の要望書に大平地区砂川の殉職者慰霊碑の移転要望事項が入っておりましたので、まず外ヶ浜との要望につきましては解決したと私は思っています。でも、聞くところによりますと、今別側の母沢側の長いほうのトンネルですね。このトンネルの入り口に4名の名前が刻まれているそうです。母沢側です。私もそのことを確かめに行ったんですが、1つ目の短いトンネルの入り口で私は断念しました。一人では何ていうの、寂しさとかそういうのが感じられて一人では行くことが無理でした。

鉄路廃線後は、もうこの場所には誰も行くことがありません。この場所からトンネルの入り口に掘られているということから、県道沿いに今別側母沢のほうにも設置できないものか。今、砂川だけに慰霊碑が建立されています。今別の方も1名亡くなっております。このことを考えたときに、亡くなられた方に申し訳なく、そんな気もいたしますので、できるのであれば母沢駐車帯付近にも慰霊碑建立の要望をしたいと思います。

先般、JRと覚書書を交わした後、宮下知事からも、まず今の覚書書以外にも、これ

から地域のニーズに合わせて進めていくといった言葉もありましたので、ぜひともこのことを要望事項に付け加えたいと思います。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） おはようございます。

ただいま6番小倉潤二議員より質問がございました。

まず小倉議員からは、2つ大きい質問が出ております。1つ目としては津軽線廃止に伴う殉職者慰霊碑の移転について、2つ目として町有財産無許可持ち出しのその後についてというのがあります。

今質問されました津軽線廃止に伴う殉職者慰霊碑移転に関する町の対応についてという、これについては担当課長から説明し、不足があれば私からも答弁いたしますのでよろしくお願いします。それ以降については、質問2についての要旨1については担当課長より、そして、要旨の2については担当課長より説明し、ごめんなさい、質問要旨2の質問、最終的に結論を出す時期について、これは私が答弁し、次に要旨3、町長・副町長の発言について、これについて私の分について私が答弁いたします。という形で流れていきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） おはようございます。

6番小倉潤二議員の質問1、津軽線廃止に伴う殉職者慰霊碑移転について。

要旨といたしまして町の対応を伺いたいということで、今別側の母沢の長いほうのトンネルの入り口に4名の名前が刻まれてることだったんですけれども、こちらについては町ではまだ確認できておりません。刻まれてる名前について、今後JRのほうに確認しますのでよろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 分かりました。

私も課長と同じく、まだこの場所を確認できてません。ただですね、先ほども言いましたけれども、砂川だけあって今別側がないというのはちょっと理不尽な気がしますので、その辺よろしくお願いいたします。

ただですね、先般、今別町誕生70周年記念式典が挙行されました。町長の挨拶の中で、時々先人の英知とたゆみない努力により今別町が誕生したという、そういう言葉がありました。まずその言葉に偽りがなければ、貴い命の犠牲の下に、津軽線開通に携わり、

ご尽力をしてくれた方々の御霊に対して、せめてもの恩返しとして人目につく場所に設置すべきだと。それが私たちの義務だと私は考えます。

また、このたびの議会だよりを読み、深く感動したのは、こちらにいる本間議員の締めくくりの編集後記です。小さな町だからこそ見えるもの、守るべきものを大切にしながら町民の皆と考えていきたいと、そういった言葉でした。まさに今、この残すべきものは先人の功績が残る慰霊碑だと私は思います。津軽線廃止になる今だからこそやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） ありがとうございます。

今、参事のほうからも説明しました。小倉議員もまだ現地見てない状況の中で、私もこの話を先日聞いたばかりなので、やっぱり現地を見てどういう状況になってるか、どういう名前が刻まれているか、その辺をただしながら、これから調査した結果を踏まえて、時間取ってもそれは議員の皆さんにもまた相談する機会もあると思いますので、その節はよろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） まず、確認しながらですね。でもやはり砂川だけにあって母沢のほうにない、今別側のほうにないというのはちょっと理不尽な感じもします。人の記憶は時間が過ぎれば過ぎるほど薄れていくものですので、この記憶を絶やさないためにもJRのほうに強く要望をお願いしたいと思います。もし、できるのであれば我々も一緒に同行しますので、その辺よろしくお願いいたします。

この1番目については、これで終わります。

次に、2番目の町有財産持ち出しについて質問いたします。

まず、3月議会から随分と時間と日数がたちました。行政の対応がどのように変わっているのかが楽しみなところでありますけれども。

それでは、①といたしまして顛末書の内容について調査した結果についてお聞きするんですけれども、本題に入る前に、この事案について今回の定例会前に結論あるいは報告するといった言葉がありましたが、つい先日、開会日の日という予定していたようなんですけれども、なぜこの報告がなかったんでしょうか。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） 6番小倉潤二議員の質問2，町有財産無許可持ち

出しのその後について。

要旨の1といたしまして顛末書等の内容について調査した結果についてということで、当初、6月議会定例会の前に議員の皆様との会議の場を設け、報告、意見交換を予定しておりましたが、業者へのヒアリングや弁護士への相談日程の調整に時間を要し、今日となりました。議員の皆様への報告が遅くなりましたこと大変申し訳ございませんでした。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 分かりました。これは後でまた出てきますので。

次に、3月議会で町長の謝罪の中に「議会とともに意見交換しながらよい方向に進めていく」とありました。いまだに何の動きもありません。多分、今の総務課長の答弁と同じになると思いますが、この本議会の始まりになった理由をお聞かせください。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） まず今総務課長が答弁した内容とも重複しますが、私としては3月の定例議会の後にきちんと議員の皆さんと相談しながら話をするということで、報告みたいなことをするというので説明しております。そのつもりでずっときたんですが、様々な、今参事と日程調整、様々な行事がありました。消防観閲式もあったし、やっぱり70周年式典というのもあって、職員もなかなか自由に動けない時間がありました。そういうもろもろが重なった中で、私の中ではやっぱり6月議会前に皆さんと意見交換をしたいと思っていました。そういう中でそういう形になりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） もう一点だけ。町長の謝罪の中で「よい方向に進めていく」、そういう言葉がありました。まずこのよい方向とは一体どういう意味なのか、ちょっとお願いします。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） いい方向というのは、今、3月議会で小倉議員からいろいろ出ました。それがどういう形で収めればいいのか、両者間の問題もあるのでそういう話も含めながら、できればよい方向にいければなという思いでお話ししております。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 分かりました。

それでは、まずこの一般質問の前に本当は出すべきの説明、報告なんですよ。それがこの一般質問にも間に合わないで今の時期というのは、私はちょっと腑に落ちないんですけれども。何かこう我々が一般質問を出すタイミングとか、その様子見をしたようにしか私は思いません。まずこういった対応が私は行政の怠慢だと思っています。議会をあまりにも軽視し過ぎていると私は感じております。

それでは本題に入ります。

B業者から提出された顛末書の調査は行われたのか、お聞きします。したのか、しないのかでお願いします。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） 先ほど答弁いたしましたけれども、B業者への聞き取りは行っております。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） まずこの顛末書の中身なんですよ。全体を見れば、前回も言ったんですけれども、ちょっと個人の業者が書けるような顛末書じゃないように見えるんですよ。ということは、前にも言いましたけれども、この業者の誠意が伝わってこない。

まずこの一番最初、一つずつ行きますね。

顛末書。「このたび発生した弊社による未申請の状態」、これ普通、この業者は使いませんよね。これちょっと調べてみましたか。普通ここ、普通の業者なら無許可なんです。無許可、無申請とかになるんですけれども、未申請というのはちょっと、これ業者言葉じゃないんですよ。行政言葉なんです。その辺、調べてみましたか。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） 3月議会定例会でもこのことについて答弁しているところでございますけれども、決してこの行政側から、例えば、その様式とか渡したわけでもなく、アドバイスしたわけでもなく、業者に聞き取りしたところは自分たちで調べて作成したということでありましたので、そこはそのままお答えするしかありません。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） そこは分かりましたけれども。

次に「今回発生した事象」、この言葉もちっとこれ業者の言葉ではないんですよ。一般の言葉じゃないんですよ。普通なら、「今回発生した事象」は「このたびの件に

つきまして」となるんですよ。それが、「今回発生した事象」なんてこういう言葉出てこないですよ。これも聞いてみましたか。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） すみません。この一つずつ細かく、この言い方というか、書き方についてというのは聞き取りしておりません。この全体、今回の顛末書について、まずそのアドバイスは当然こちらでしておりませんし、聞いたのは、自分たちでインターネット等で調べて今回作成したというのは聞いております。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） まずこの顛末書、全体的に不自然、頭からもう不自然なんですよ。それはそれと、いいです、聞き取りしてないということなんで。

次に発生日時ですね。この件につきましてはいかがだったのでしょうか。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） 発生日時について、こちら聞き取りしております。

小倉議員からのほうは令和6年10月25日という顛末書で報告してるという部分だと思えますけれども、そこについて確認しました。B業者へ聞き取りした結果は、実際は26日でしたという回答でした。

なぜこうなったのかということでしたけれども、11月1日がまず金曜日でした。その日にちを確認した際に混同してしまい、25日の金曜日と誤って記載し報告したということでした。B業者からの回答です。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 本来、顛末書というのは、業者が悪いことしたのに対するおわびとか、そういうのを正確に書くのが顛末書なんですよ。それ、この日にちずっと前から言ってるんですよ、これ、日にち。10月25日じゃなくて26日でしょうということ。それでもあなたたちは突っ張ったでしょ、25日だと。この顛末書そのものが、もうこの一つからでもうそだというのが分かるんですよ。全てに関わってくるんですよ。この顛末書、一つでもうそをついて書いていけば。これ、うそなんですよ、実際。

それと11月1日ですね。これはもう金曜日になってるんで、金曜日じゃないです。土曜日なんですよ、これも。これも違うんですよ。顛末書の意味、向こう分かってるんですか。うそを書くというのはもう偽証罪ですよ。これ、どういうふうにこれしますか。決着つけますか、この顛末書について。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） まず、今回、小倉議員からのご指摘でB業者にヒアリングを行ったところでございます。それで、今回26日だったというのがまずこちらでも分かりました。

これ、そもそもその顛末書についてなんですけれども、出されたものについて一応その内容は確認しましたけれども、その細かい、日にちの違いとかですね、そこは3月定例議会で小倉議員から指摘があつて、こちらでも把握できて、その後、議員の皆様にはヒアリングした結果を報告するという今回の流れでございましたので、まだこの顛末書の中身について、これからまた報告する場面あるんですけれども、そういったので議員の皆様には報告して、議員の皆様からご意見等を頂戴してですね。その上で、この顛末書についてどうするかというのを今後町のほうでも考えていきたいということで今います。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） くだいようすけれども発生原因ですね、発生原因。もう真ん中辺ですね、情報が社内で共有されておらずと。何ていうの、見え見えの虚偽、うそとこういうのもちょっと調査とか、調査内容の中に入っていましたか。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） 今回、ちょっと話戻ってしまうんですが、今回、このB業者に聞き取りしたのは、3月定例議会、議会定例会で小倉議員から確認とか指摘のあった部分をこちらで抽出して、それについて聞き取りしたところでございます。足りない部分ももしかしたらあるかもしれませんが、議事録を確認して小倉議員が町側に確認した部分を一応全て聞き取りしたと今は思っているところでございます。

それで、今回の今のご質問のその社内共有についても聞き取りしたところでございます。聞き取り内容としては、なぜ共有されていないのかという小倉議員からのご指摘なんですけれども、聞き取りした中身はですね、実際、令和5年度に作業した人も役場へ移管されたことを知っていたわけではなく、現場のチェーンに鍵がかかっていたので山崎地区に鍵を借りに行った、今は山崎地区で管理しておらず役場のほうに管理が移った旨をそのとき初めて知って町へ手続しました。これは令和5年の話です。それで、その作業に携わった人で現在在籍しているのは一人しかいなく、その人以外はのことを知っている人はいませんということでした。

今回の土取りに携わったのはそのときと違う従業員で、以前と同じ、山崎地区管理の

ままだと、まだその時点では認識している従業員で、土を取ることに関しては、山崎地区が管理して土地自体は町のものだったということは認識しているところでありました。土を取るときにはチェーンを外して入るという流れだったので、そのチェーンの手前と奥とでは認識また感覚が違ってました。チェーンの手前が、まずB業者が消波ブロック製作のために町から行政財産の使用許可を受けていた場所になります。これ小倉議員ご存じだと思いますけれども、チェーンの手前です。チェーンの奥が土取場というのは、これはどの業者も認識しているところだと思っております。

次に山崎地区との手続に関しては、B業者からの聞き取りですけれども、現場単位で土取りに行った従業員が行って記帳なり電話報告という形で、鍵を使ったら山崎地区へ返却していたということでした。二、三日使用する場合は、鍵の施錠、開錠の管理は業者側のほうでやらせてもらっていたということで鍵を預かる場合もあったということでした。今回は施錠されていなかったため、そのまま土取場に入って作業してしまったということです。山崎地区管理のときから、実際、土取場を使用する業者はB業者だけではないので施錠されていない場合もあり、鍵が開いていれば入っていくことはありましたという内容でした。ですので、まだ山崎地区が管理していると認識してる従業員もいたということでございます。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 今の話、ちょっと分かりづらかったんですが、何かこう、後づけなんですよ、全部ね。言い訳というか。大体、これは私もちょっと悪かったんですけれども、これ以前私もちょっと借りて施錠するのを忘れていったというか、このときB業者がもうブロック製作で使っていたから、使用していたから私は施錠しなかった。それだけなんですよ。B業者というのは今の加害者ですよ。今の課長の説明は、その加害者の今、中身の説明でしたよね。当然分かってるでしょう、じゃあ。後づけで全部言い訳みたいに聞こえるんですよ、私には。この後、一般質問終了後もまた説明あると思うんで、そのときにまたじっくり聞くことにするんですけれども。この顛末書、1回目の顛末書が本物なんですよ、これ本当は。2回目の顛末書ってないでしょ。この顛末書にうそを書くと本当に虚偽申告罪ってあるんですよ、刑法176条に。これ適用になるんじゃないですか、課長。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） これも3月の議会答弁や、先ほどもありましたけ

れども、B業者は同じものを2回出してはおりません。あくまでも正式な顛末書は1回だけです。ただその前にこれでよいかということで、ここに本物あるんですけども、社印を押す前の段階のもので行政側のほうにこれでよいかという確認はありました。ただその際、行政側からはここをこうしてほしいとか、そういうことは一切なくて、まず確認しただけのものでございます。ですので、2回提出ということでは受け取っておりません、こちらでは。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） まずそのことに関しては、今日の一般質問の後で説明があると思うんで、その場でこのことはもう一回聞き直したり、詰めていきますので。私は最近この現場を確認していませんが、持ち出された分の土量は返還されたんですか。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） こちらの顛末書の後、町のほうから行政通知出したところでございます。土を戻してくださいということで、3月31日、ぎりぎりなんですけれども土のほうは戻っております。こちらの現場のほうを私も確認してきました。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 分かりました。

この持ち出された分の土量、これB業者のほうに請求されたんでしょうか。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） そちらもまた同じ、3月と同じ答弁になるんですけども、まず今回このB業者とは行政財産の売払いの、まずその手続がそもそもなされていないということで、契約行為というか、町との手続がまだなされていない状況ですので、町から請求するということではなく、まずこのことについて整理しなければならないということで、まだそういうことに、金銭については請求してないし、今後も今のところは請求する予定はございません。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） それって変じゃないですか。例えばですね。例えですよ。万引きした人が万引きした商品の金、これ必ず払うんですよ。持っていったものに対して請求するのが当然でしょう。何で請求できないんですか。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） まずその点についても、3月議会で小倉議員から

ご指摘というか確認がありました。それで、今回B業者に詳細について今回聞き取りして、議員の皆様、この後ですね、報告する場を設けて、議員の皆様からのご意見を頂戴した上で町としても今後の対応について考えていきたいと思っておりますので、何とぞそのときに、今のB業者に対するとかも皆さんといろいろな意見交換して進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） その点については分かりました。

それから、A業者、被害者ですね。当時は被害者です。今は役場のほうが被害者になってますけれども。当時、一番最初は被害者でした。この当時契約したこのA業者、300立方ぐらいですね。まず300立方のうち十七、八台分、約120立米分運搬してないんですよ。まだ運べる状態にあるんです。今はもう契約切れでもう運べないんですけれども。当時この問題が起きてしまったんで、使用しようにも使用する品物がなかったんですよ、当時。残りの120立米分、A業者に返還するべきじゃないでしょうか。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） 町としては、そのA業者が整備したところからB業者が今回無許可で土を持っていったということで、その持っていった分をまず返さないということで、その同じ土を同じ場所ではないと思うんですけれども、同じ土取場に戻していただいたということで町では認識しております。ですので、それ以外の土というのはちょっと今のところ、今のところというか、それで町としては返還していただいたのかなということで認識しているところでございます。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 土量に関してはもう契約が切れてるんで、これは無理です。運び出せません。これはもう絶対無理です。ただ、運び出そうにも、その品物がなかった分、役場のほうにもう契約分の金額、A業者が払ってしまってるんですよ。ですから、運び出そうとしてもできなかった分、120立米くらい、約ですね。その分の金額は返金すべきじゃないでしょうかと私は今質問しました。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） 話分かりました。今小倉議員の言った120立米ですか、まだ運び出せなかった。ただ、その前の立米の分、全体の分を町に支払ってると。そういうのであれば、もう持ち出しができない分の立米については町が返還しなきゃいけないと思って

おります。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 後々いろいろと問題が起こらないように、そういうふうなことも考えながら、この問題解決していったほうが私はいいかと思いますので。別に金が欲しいわけじゃないんですよ。道理として合わないような気がするんですよ、このままで行くとね。だから、さっきの持っていった土の分の土量の分も私は請求すべきだと私は思います。その辺、行政のほうで後でどうやるかは、それはお任せしますけれども。

①についてはこれで終わります。後でまたこの一般質問の後に説明あるようなので、その場でまたやると思いますので。

次に②番、最終的にこの問題の結論を出す時期について、前の質問を踏まえてお聞きします。

私は、この件につきましては完全な窃盗だと思ってるんですよ。行政のほうでその点どういうふうに考えているのか、お聞きします。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） それでは、6番小倉潤二議員の質問2、要旨2、最終的に結論を出す時期についてという今質問がありました。そして最後に言った云々については、今の答弁で押さえております再質問のところで私が答弁いたします。

答弁といたしまして、議員皆様への今日のこれからの全員協議会の報告後、議員皆様からのご意見等を踏まえながら今後について検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 今の私の質問は、私はこの問題は窃盗だと思う。行政のほうでどのように捉えてるのか、ちょっとその辺、答弁をお願いします。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） 3月議会の中でもやり取りして、そういう窃盗云々という話がありました。町としてはそういう考えでないということで、取り違いの連絡ミスがあったことによって生じた事案だということで、お話ししています。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 今の答弁、変ですね。黙って物を持っていくというのは泥棒でしょう、誰が考えたって。今の答弁、変ですよ、行政側として。誰が聞いても物を持って

いったんですから泥棒なんですよ、これ。そういうふうに考えていないという行政の答弁、変ですよ、これ。

まず、それじゃあですね、行政のほうで去年に出した、この問題についてすぐ出した処分内容ですね、処分内容。このB業者に対して。この内容って妥当だと考えてますか。

例えば1年間土を取っては駄目です。これ本当に妥当だと思いますか。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） 同じくまた3月議会からの繰り返しなんですけど、これはうちほうでもやっぱり県並び弁護士等に相談しながら、この処分なりペナルティーなりのものを考えた結果で出しております。これ町としては、よしとして妥当として考えております。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） これは私も3月議会でも言ったんですけどもね。1年間この場所から土砂を持っていったら駄目と、例えば、ここの土砂、1年間、このB業者が利用目的がない場合どうするんですか。ただの紙切れになってますよ、この通知が。あそこの土砂というのはもう、多分土木のほうでも使っては駄目と言わないけれども、工夫して使えとか言うんでしょうけれども、使えない土なんですよ、実際。それに対して1年間、搬出禁止とか許可しないとか、こういうの、ただの紙切れにすぎないんですよ、今。使わなければね。利用料とかないですよ、山崎の土は今のところ。この処分ですよ。この処分、意味ないと私は思います。これ、もう一回検討し直したほうがいいんでないですか。使えない土に対して1年間搬出禁止。向こうは、「うん、どうせ使われねもの、さっぱりしたじゃ」となるんですよ。この処分は、私はちょっと変だなと思います。いかがですか。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） 小倉議員の考えは考えとして、町としてはその処分でよしとしています。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） それとですね、この今の加害者、B業者ですね。この問題に関して完全に非を認めているんですよ。完全にですよ。自分たちが悪いことしたと認めているんですよ。それに対して、何で行政のほうでまだ突っ張るんですか。私、変だと思うんですよ。向こうは非を認めて、たしかA業者とB業者とも済んでるはずなんですよ。まだ突っ張ってる。向こうはもう非を認めているんですよ。それに対して、まだ行政の

ほうで突っ張るの、その意味が私分からないんですよ。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） 今、小倉議員の発言。A社、B社が話ついてるような言い方するけれども、これは私分かりますよ、町として。町として分かりませんよ。それはあなたの言ってる言葉であって、私はそれなりに下した判断はよしだと考えてますので。話ついたもの、なぜ突っ張ってるんだって、突っ張ってるわけではありません。これやっぱり弁護士とも相談しながら、我々も協議しながら、あなたの言った今までの3月議会等に対して答弁をしながら聞き取りをしながらやってきてます。それに対して、今日も回答しております。それに対して突っ張ってるという話は失礼じゃないですか。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） その点につきましては謝っておきます。どうもすみませんでした。

ただ、このB業者は本当に自分たちの非を認めてるんですよ、最初から。今現在ではない、最初から。

まず、問題のよしあしの判断を見間違わないように、私は厳正なる対応、行政の厳正なる処分を望むところです。この後、先ほどと同じことを申しますけれども、この後いろんな結論出てくると思います。また、状況に合わせて議会を通して対応したいと思います。何にしても、この線引きですね、よしあしのこの線引き、何か行政のほうで間違ってると思うんですよ、私は。今、先ほども申しましたけれどもB業者はもう完全に悪いと認めてるんですよ。泥棒をしたと。謝ってもいるし、多分金銭で解決したと思いますよ、私は知りませんが。その辺で、突っ張っているという言い方はやめますね。行政のほうの処分、この顛末書にしろ、この行政処分というんですか、これ。ただの注意書きなんですけれども、この処分内容を見てもちょっと私は腑に落ちないんですよ、この処分の仕方も。もう少しこれ考えていただきたいなと思います。

それから、この質問の最後になりますけれども、答弁は結構です。

ここに1枚の請求書と1枚の領収書あります。日付は、この問題が起きる大体3か月ぐらい前ですね。請求書のほうが令和5年8月10日、領収書のほうは8月の21日ですね。この領収書、請求書は、この問題に全然関係していないC業者が役場のほうに売渡し許可書を申請して、それで許可を得て申請したものです。大体この問題が起きる3か月ぐらい前ですね。

ここで私が言いたいのは、この場所は、もちろん皆さんもご承知のとおりA業者が整

備した場所、同じ場所からこの土砂を契約して運んでいるんですよ。この同じ場所、売渡し許可書を出してC業者とも同じ契約しているんですよ。ちょっとこれは私、前にも副町長はたしかこの場所から、後で出てきますけれども運んでいっても問題ないと。まずそのとおりなんです。契約してるんだから、A業者はまず300立米ぐらい契約してるんですからその分だけ取ればいいんですよ。それはそれで納得します。同じ場所を契約してるというの、私ちょっと二重契約とか契約違反に当たるんじゃないかと。答弁は要らないですよ。ただ報告とかそういうあれですから。

ですから、役場のほうではこういう場所に関しては、どこが整備したものか、ちゃんと把握して、この場所の区画指定とかしてやっていけばいいんですけれども、あの広い場所、同じA業者が整備したのにかかわらずB業者が持っていった、C業者が持っていった、なるんですよ。ですから、やはり職員の方も現場をきちんと確認してもらって、「あ、ここ誰か整備してる場所だな」って分かるんですよ、これ誰が行っても。だから、そういう作業をしてもらえれば絶対こういうことにならないんですよ。本当にこれ一つ間違えば契約違反、二重契約にもなっている可能性もあるんですよ。まずその辺、行政のほうとしてもきちんと仕事をしていただきたいと思います。

一つだけお願いあるんですけれども、これ、このC業者持っていた同じ場所なんですよ、これ、今の問題のやつと。これ、ちょっと調べてみてもらえませんか。多分、契約違反とか二重契約にはなっていないと思うんですけれども。まず、これからはくれぐれもこういうことがないように、しっかりと管理のほうをよろしくお願いしたいと思います。答弁はいいです。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。先ほどのC業者の書類のコピーでも、後でもいいから提出してください。

○6番（小倉潤二君） 了解しました。それは後でやりますので。了解しました。

次、3番目。町長・副町長の発言について質問いたします。

まずですね、いま一度、前回の質問を振り返って町長にお聞きします。

まず、このA業者、B業者、もう皆さん、この名前聞き飽きたでしょ。被害者と加害者です。今は、A業者は第三者になってますけれども。町長の言葉の中で「穏便に済ませたい」、これどういった気持ちで言ったんですか。もう一度お聞きします。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） 6番小倉議員の質問2、要旨3、町長・副町長の発言についてと

今質問ありました。

穏便という言葉。A社、B社は、町内の業者同士であり、付度とか隠すこと、隠すというそういう言葉の意味ではありません。

以上です。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） いや、そういう意味なんですよ、穏便という言葉の意味は。辞典調べてみてください。そういう意味なんですよ。そういう意味ではないと言っても。分かります、町長。辞典調べても分かるんですよ、穏便という言葉。物事を早く解決したい、角の立たないように済ませる、そのほかに物事を隠すとか、そういう意味が穏便なんですよ。それが町長の口から2回も出てるんですよ。穏便に済ませたい、この問題は穏便に済ませたいと。これ普通、被害者の前と言う言葉ですか。被害に遭ってる業者なんです。普通もう少し考えて今処分検討しているとか、そういう言葉で対処すべきだったですよ。穏便って私考えられないんですよ。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） あなたの言ってる言葉が正しいのかどうか、ただ辞書を開くことによって今言った言葉が列記されております。それは私も確認します。ただあなたの言ってるのが、この最後のほうの隠すという言葉に重みがあるような感じします。私は、この穏便というようなことを穏やかに済ますという考え方のほうが強く、さっきも言ったように、A社、B社、町内の業者同士、早くしゃべれば、これしゃべればまた何かしゃべるかしれませんが、うまく仲よくやっていかなければならないという思いの中で話をしています。

以上です。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） それについては、そういうふうにとっておきましょう。

ただですね、そのほかにもあなたは、最初に言った言葉分かりますか。この問題について。泥棒だべのと。一番最初の答えですよ。直接会って話したとき、この問題、泥棒だべのと。そのとおりの言葉の処分を下してれば、この問題もう既に済んでしまってるんですよ。今となっては遅いんですけども。ここで私まだ今でも腑に落ちない点があるんです。この泥棒だべなと考えたとき、なぜ警察に被害届を出さなかったんですか。その辺が今でもちょっと腑に落ちないです。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） あなたの聞いた問いに対しては、私、今記憶なくなったんだけど、物を持っていったら泥棒だべなど、そうだべなという話からいって泥棒だべという言葉を出してます。ただ、今のA社、B社の問題についてのものに対しては、さっきも言ったように事務手続等の誤りがあったことによって発生した事案であるということであって、泥棒という言葉でないということは私は何回もこれ撤回してますよ。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 事務手続のミスとか、そういうの関係ないですよ。黙って持っていったんですよ。黙っていったものに対して事務手続のミスとかそういうやつはないんですよ。もう向こうは非を認めて悪いことしたって分かってるんですよ。それに対する事務的なミスとかそういうのありますか。向こうで非を認めてるんですよ、もう。いいです、またその辺については。またちょっとくどくなるんで、その辺はこれで終わっておきます。また後でやることになります。

次、副町長にも同じ質問します。

まず副町長、A業者の対話の中で、あなたは「この場所から土を持っていっても何も問題ない」と言いましたよね。それも被害者であるA業者を目の前にですよ。何も問題ない、これどういった気持ちで言ったんですか。

○議長（本郷良克君） 副町長。

○副町長（飯田 哲君） 6番小倉議員のご質問にお答えいたします。

山崎地区の土取場の土は、これまでも複数の事業者に対して売却をしておるところです。このため、仮に町に申請があった際には、土に残量がある限り、ほかの事業者に売却の手続をすることはあり得るという話をしました。これは町に許可を得ないままに土を搬出するという行為を認めた、肯定したというものではありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） あなたは、このB業者、加害者ですね、加害者が町のほうに許可を出していない、申請をしていない。このことを知っていたんですよ。

○議長（本郷良克君） 副町長。

○副町長（飯田 哲君） 議員とご面談した際に知ってたかというお問い合わせであれば、その時点では知っておりました。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） じゃあ、許可も出していない、申請もしていない業者がですよ、この場所から土を持っていっても問題ないって変でしょう。そのことを知っていて土砂を持っていっても問題ない。どういう意味ですか、これ。町有財産を何ぼ持っていてもいいように聞こえますよ。B業者が申請もしていないのを知ってたんでしょう。

○議長（本郷良克君） 副町長。

○副町長（飯田 哲君） B事業者が許可を得ないまま搬出したということは知ってありました。先ほど申し上げたのは、A事業者が、すみません、失礼しました、B事業者が土を持っていていいというようなことを申し上げた、そういう認識はございません。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） これ、A業者とあなたとの対話の中ですよ。この問題起きてから話をしてる話なんです。B業者が許可をもらっていたのを知っていたのか、申請した、それ、ご存じだったんじゃないですか。

○議長（本郷良克君） 副町長。

○副町長（飯田 哲君） A事業者が許可を得ていたということは知ってございました。再三申し上げて恐縮なんですけれども、今申し上げたのは、先ほど、どの事業者が持っていていいというようなことを申し上げたつもりはございませんし、何も問題がないといったつもりは、申し上げたということはございません。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 今さらですか。総務課長も、A業者の代表者も聞いてるんですよ。この場所から土砂を持っていっても何の問題もないと。これもう土砂持っていかれてしまった後のことなんです、これ。それに対して、あなたがこういう言葉使って言ったんですよ。

もう一回だけ聞きます。B業者が許可を出していたのか、申請をしているのを知っていたか、知っていないか、これだけ教えてください。

○議長（本郷良克君） 副町長。

○副町長（飯田 哲君） A事業者でよろしいんでしょうか。B事業者。（「B」の声あり）B事業者が許可を得ないまま搬出したということは、議員と面談した時点で承知していました。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君）　ですから、知っていて、この場所から土砂を持っていっても何も問題ない。言ったんですよ、確実に。課長にも聞いてくださいよ。課長、ちょっと言ったか言わないか、その辺だけ。今言っていないと言ってますんで。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　内容的な話というか、今回の土取場の手続、そういう話でなく。（「言ってるか言っていないか、それだけでいいですから」の声あり）細かいところまではちょっと記憶にないですけども、その業者の話は、取る話はしたと思っております。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○6番（小倉潤二君）　ということは、この場所から土を持っていっても何も問題ないという、その言葉を言ったんですよ。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　すみません。問題ないという発言したかどうか、ちょっと記憶にないんですけども、他の業者も持っていてもいいという発言はしたと思っておるところでございます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○6番（小倉潤二君）　確かにそういうふうに言えばそういうふうでいいんですけども、確かに言ってるんですよ。言ってるんです。何の問題もないと言ってるんですよ、あなたは。ですから、このA業者の代表が、何言ってるの、この人と。こういうの町のトップのナンバー2が言う言葉ですかと。私この人とはもう顔も見たくない、話もしないと、そうやって町長室を出たんですよ。たまげて。たまげてって言葉分かりますか。とにかくあなた言ってるんですよ。この土砂を持っていっても何も問題ない、許可も出していない業者が何も問題ないと私はそういうふうに取れるんですよ。取れるんですよ。あなたはそう思ってなくても、言った言葉がそういう意味なんですよ。多分この後ですね、何かあると思うんで、その辺はまた後で。

まず質問を変えます。私も疲れてきました。

まず3月議会最終日ですね。会議冒頭に、議会への謝罪とか、そういうのありました。謝罪がありました。そもそもこれ誰に謝罪したのか私はちょっと理解できませんでしたので、あなたたちの言った謝罪ですね。これ穏便に、土砂を持っていっても問題ない。これ誰に向かって言った言葉ですか。このA業者に対して言った言葉じゃないんですか。

だったら、A業者に謝罪すべきでしょう。いかがですか。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） この言葉については、町長室で私があなたとA社の役員の方がいる場で話をしております。これは私が言っております。これが誰に向かって言ってるかというの、私が議会冒頭に言ったのは、議会の皆さんに、こういう今議場の中に混乱を招いたということ、ご迷惑しましたということで、まず陳謝しております。その陳謝の中で、これから議員の皆さんといろいろ協議しながら意見交換をしながら、皆さんでいい方向に持っていきたいと思っておりますというコメントを言っております。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） それはそのようにしていただいて、まずこの謝罪ですね。A業者のほうに謝罪したんですか。しないんですか。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） それについては今のところ考えておりませんが、小倉議員がどうしてA社なりに謝罪をという話を今したんですが、今A社、B社に対して今議論してますんで、A社に対して云々というの、謝罪というのは、今のところは考えておりません。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 分かりました。

でも、町長と副町長の言葉に非があった場合はA業者に私は謝罪するべきだと思うんですよ。我々にでなくA業者に言った言葉なんですから、A業者に謝罪すべきだと私は思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） その言葉が謝罪に値するかどうか、いろいろうちも弁護士とも相談しておりました。そういう中で、今私の言った言葉が相手にそういう脅威を与えると、プレッシャーをかけたとか、そういう言葉があったのであれば、考えながらこれからどういう形で謝罪するのかどうするのか、その辺も考えてみたいと思います。

○議長（本郷良克君） 小倉議員。

○6番（小倉潤二君） 分かりました。

まずですね、私、前にも町長に言ったはずなんですけれども、この一言の言葉というのは本当に身を滅ぼすこともあるんですよ。先日、国会議員の方が、私は米を買ったことがない、と発言して大臣を辞職したんですよ。ですから、言葉一つ一つ、本当に大事

なものがありますから。みんないる前では、おわびもできるんですけども、2対2とかそういう場所では、言葉は本当にこう、何ていうの、言った、言わないになる可能性もあるし、言ってしまったものも自分では分からないこともあるんですよ。副町長みたいに、何の問題もない。ですから、この言葉は町民が聞いたとき、「公用車、勝手に使っていていっても戻しておけばいいんだべ」、みんなこう思ってますよ、あなたの言葉を聞いて。鍵つけておいてください。私も乗って返しておきますから。そういうふうになっちゃうんですよ。ですから、言葉一つ一つは大事に使わないとこんな問題になるんですよ。まず、十分気をつけていただきたいと思います。まず今回の問題で一つ分かったことがあります。あなた方には何を言っても、まず無駄だと。馬の耳に念仏、ぬかにくぎです、ぬかにくぎ。

以上で私の質問を終わります。また午後、多分、この問題につきまして説明があると思いますので、その場でもう一回やります。どうもありがとうございました。

○議長（本郷良克君） 6番小倉議員の質問を終わります。

4番太田英一議員に質問を許します。太田議員。

1. 県道14号線改良案のその後について

要旨①県及びJRとの協議は、どのようなものになっているのか

要旨②峠道の真の平坦化について実現可能なものか

2. 豪雪被害等の現状確認について

要旨①冬季間に傷んだ個所の修復は完了しているのか

要旨②今後の改良、改修計画の有無について

3. 町有財産の無断搬出のその後について

要旨①昨年の町有財産の無断搬出の真相究明はどこまで進展しているのか

要旨②搬出許可を何時、だれが行ったのか、起案書等は存在するのか

○4番（太田英一君） おはようございます。4番太田英一です。

議長の許しを得て、今定例会の一般質問を大きく分けて3点、細部については6点ということで町長に質問いたします。

まず、大きい第1点としては県道14号線の改良案のその後について。

その中の詳細として、1点目として県及びJRとの協議はどのようなになっているのか。

それから、2点目として峠道の真の平たん化について実現可能なものか、詳細についてお尋ねします。

それから、大きい2点目として豪雪被害等の現状確認について。

詳細の1点目として冬季間に傷んだ箇所の修復は完了したのか。

それから、2点目として今後の改良、改修計画の有無について詳細な回答を求めます。

それから、大きな3点目として町有財産の無断搬出のその後について。

詳細として、昨年の町有財産の無断搬出の真相究明はどこまで進展しているのか。

2点目として搬出許可はいつ誰が行ったのか、起案文書等があるかないかをお尋ねします。

それでは、最初の質問に入ります。

県道14号線の改良案のその後について、県及びJ Rとの協議はどこまで進んでいますか。新たな協議進展はありましたか。この点についてお伺いします。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） ただいまの4番太田英一議員の質問1、県道14号線改良案のその後について。

要旨として1つ、県及びJ Rとの協議はどのようになっているか答弁いたします。

J Rとの協議については、今年2月に開催された職員による青森県外ヶ浜町、今別町の勉強会において、青森県から改めて津軽線路敷地をルート案として検討する予定はないということで今現在は協議はなされておりません。

○議長（本郷良克君） 太田議員。

○4番（太田英一君） 前回は協議なされていないという答弁があつて今回も協議をなされていないという答弁なんですけれども、聞くとところによると宮下知事は半島振興法の改正等に伴って、青森県は半島振興をしなければ、何ていうんですか、盛り上がらないとか栄えない、半島が元気でなければ中心部が元気にならないという発言を度々しております。その中で、つい先日、北海道のJ R廃線町村がニュースでありまして、そこではJ Rの線路敷地をそのの所在の市町村のほうに無償提供して、あらゆる利用を可能にする。それで、代替交通とかレジャー施設とか様々な活用方法がある、考えられる。それで、J Rのほうとしては、その自治体に対して負担を軽減して、生活環境の改善とか産業振興の改善に役立ててくださいということがありましたので、そういう点からいくとJ R津軽線の線路用地を峠道の、本当の平たんな峠道を造るためには、有効活用

すれば峠道でなく平たん道が実現できると思うんですよ。

向こうがやまなみライン、小泊のほうに行く、こっちが中山ライン。本来であれば、こっちのほうが最初改良される予定であったんですけども、当時の町の理事者というか、有力者というか、そういう人たちが新幹線が通れば黙ってても道路は改良させるから、今急にやらなくてもいいという情勢でした。それが今までこういうふうに中山峠がなかなか本格的な改良をされない、ＪＲの津軽線のトンネルに影響を及ぼす、新幹線のトンネルに影響を及ぼすという、そういうことで今まで峠道の改良という言葉で済ませてたんですけども、今回のようなことがあったので、私はＪＲ津軽線の敷地の有効利用という形で、一旦協議というか、そういうものにのせていただけないものかなという思いで今質問してるんですけどもいかがでしょうか。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） 太田議員の気持ちは前から聞いて分かっています。我々も津軽線、今、蟹田から今別間の廃止になる部分についてバスでそれを使ってはどうかというので視察にも行ってきました。それが雪によって弱いということで駄目になったんですが、今、県のほうではやっぱり今の平たん道路、次の質問とダブるんですが、平たん道路というのは新たなルートなどで平たん化に向けてトンネルをつけるなんていう形で、県が考えてる中で津軽線のラインというのはもう県のほうでは頭はないという情報です。

ただ太田議員の言ってるそれを利活用して何とかならないかと、強靱化も含めてなんだけれども、そういう中では、今別のほうでは、私としては今アスクルとかあの周辺を開発しようという、ＪＲの敷地を使って開発しようということが今練っていますが、全体として、今、県なり外ヶ浜町なり、ほかの町村では考えているのがないようですので、ここで私から無理してしゃべっていくのもつらい部分があるので、津軽線の廃止になった分の鉄道の部分については今別町で活用できればどんどん活用していきたいと思っています。これについて、また太田議員から今日聞いたから私がまた県に行って言うのではなくて、もう県に言うことはもうできないという状態になって、県は考えていないという答えが２回来ていますので。そういう中で今、知事が今、国交省なりに行って強靱化の話したんだけど、これは後でもしゃべるんだけど、今の平たん道路、これを行くたびに知事は頑張ろうということを言ってますんで、よろしくお願いします。

○議長（本郷良克君） 太田議員。

○４番（太田英一君） 町長も知事というか、県国のほうからの情報を得て、そういう発

言だと思うんですけども。私は、峠道は単なる生活道路でなくて、要するに局地災害とかそういう場合の災害避難道とか連絡道とかということにもつながるので真の平たん化を求めるというのが私の気持ちですので、その辺を理解していただいて、機会がありましたら町長のほうで外ヶ浜町と今別町のほうで、真の平たん化について何かの話題にのせながら進めていただければ幸いです。

次に、前の質問と同じなんですけれども、この平たん化。これどこまでいっても私のいう平たん化と町長のいう峠の改良、どこまでいっても平行線をたどるみたいなんですけれども、この点について、県のほうは道路改良するとき、用地買収とか様々な部分で負担が多いので、なかなか新規の道路は改修しないというか、造らないというか、そういう傾向があるんですけども、今回の場合、JRの敷地って無償譲渡するってJRのほうで公言してるんで、その用買とかのその部分について何か有利な点があると思うんですよ。そういう細部の部分から、この話を町長、どっかの形でもう一回発言できませんか、県のほうとか。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） いや、大変つらい。さっきも言ったけれども大変つらい部分です。

これどっかの機会あればという今話あったんですけども、後で最後また申し上げるんですが、やっぱり峠の、通るだけでなく、これから宮下知事のほうにまた陳情要望等を持っていきますんで、そのときは私だけでなく議長以下議員の皆さんと一緒にやって、その中でも私が口火を切ればその後について太田議員が発言するとか、そういうのもまたいいのかなと思ってます。口火は私が切りますんで、そういう加減で。また、今年度中には知事に対してもう一度やっぱり陳情要望、平たん化道路の整備早期着工という形でいきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（本郷良克君） 太田議員。

○4番（太田英一君） 今別町の住民だけでなく、外ヶ浜の三厩地区の住民も望んでいることだと思います。それから、地場産品の運搬とかにも有利に働くと思うので、その点について今後よろしくお願いしますと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

大きく2番目の豪雪被害等の現状確認についてですが、冬季間に傷んだ箇所は修復は完了したのか。町民及び業者からの申出または相談件数はどの程度あったのか。件数とか箇所とかの報告を求めます。

○議長（本郷良克君） 遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君） よろしくお願ひいたします。

4番太田英一議員の質問の2、豪雪被害等の現状確認について。

要旨の1として冬季間に傷んだ箇所は修復は完了しているのかについてお答えいたします。

冬の除排雪等によって傷んだ箇所につきましては、雪解け後に町道のパトロールを行い補修いたしました。新たに破損箇所等を発見した場合は、随時補修を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 太田議員。

○4番（太田英一君） 実際補修している箇所とかも私も確認しているんですけども、前にも言ったとおり材料支給で業者のほうに補修させるとか昔は補修材を町のほうで200体とか300体とかと買って業者のほうに物品支給して補修しなさい、自分たちの除雪区間とかそういうのをやりなさいという時代があったので、町の職員数も減っていますし、そういうことで今後そこまで考えていただけないものかなと思います。

一つ、町民のほうから、職員一人、二人でやって、あの人たち、ふだん何仕事してるだという目で見られているんですよ。一人、二人でそこをやってると。そうすると、職員がせっかく汗水垂らしてやっている仕事が正しい評価されない、誤った評価されている。そうすると、次の仕事にも影響が出ると思うんですよ。町民の目って、1回「あいつ、あそこで遊んでいる」というふうな目で見ると、ずっと見られると思うんです。そういうのを避けるためにも業者委託とか、やるのであればチームを組んできちんと装備を整えてやるというような体制にできないものか、町長の判断を仰ぎます。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） 前もその話聞きましたけれども、今町のほうでは、今年度については自分たちでレミファルト、穴開いた部分に補修したり、また業者をお願いする部分、またはその道路を使っている業者に補修させる分、様々な形で今やっています。昔の話をするればあれなんだけれども、やっぱりそういう形も一つの職員のチームに取り組む姿勢が取れるという部分も大きくあるんで、これは来年度の除雪にも含めて私今、担当課長と話をするんですが、そういう関係も含めながら、いかにして事務をやりながら効率よく補修できるかということを、やっぱり今の意見を聞きながら取り組んでいきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（本郷良克君） 太田議員。

○4番（太田英一君） よろしく、道路補修についてはよろしくお願いします。

あとカーブミラーとかガードレールとか、昔、交通安全対策費って県のほうから来て、そのお金がくればカーブミラー直したりガードレール直したりという時代があったんですけれども、今はそういうお金は、そういう名目で毎年というか隔年というか来ているのかどうか、その辺ちょっと確認したいんですけれども、

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） 交付税等と一緒に交通安全対策費という項目がございます。現在はゼロでございます。

○議長（本郷良克君） 太田議員。

○4番（太田英一君） 多分お金が来なくなっただけで細かい処理やってないんだと思うんですけれども。細かいうちに、小さいうちに修理手がけないと、大きくなってから手がけると金額も膨らむし期間もかかる、それから業者を探すに大変だという、そういうことがあると思うので、そういう点については、今後、行政のほうでいつでも対応できるように業者なり、それから予算なりの整備をお願いしたいと思います。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） 議員はじめ町民の方からも、カーブミラーまたガードレールの破損等については、ご指摘いただいているところでございます。

それで、そういう話を受けてですね、町のほうとしても、カーブミラーの状況、また全国的にも標識とかが老朽化して倒れてきて事故が起こっている県もございますので、そういった形で、町内のカーブミラー等の設置箇所なんですけれども、現状、台帳等まず整備されておられません。太田議員ご存じだと思うんですけれども、台帳等整備されておられません。ですので、そういった整備からまず入ってですね。あと業者のほうもどこがいいのか、公安のほうとかに確認したらいいのか、そういったところで今話のほうを進めております。

指摘を受けた部分に関しては、また職員が行ってしまうんですけれども、職員が行って確認して、カーブミラーの角度を変えたりとか、そういった形で対応しているところでございますけれども、全体的なところに関しては、今後、町のほうで計画なり立てて進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 太田議員。

○4番（太田英一君） 今後ますます人口も減るし職員も減っていくと思います。そういう中で、一定の作業マニュアルというか、行政マニュアルというか、そういう中に残しておかないと、いざやるとなったとき、できないということもないとも限らないので、そういう点については、情報収集なり予算をつくる上で配慮するということをお願いしたいと思います。

それでは次、最後の質問になるんですけれども、町有財産の無断搬出のその後について前回の定例会で質問がありましたが、昨年の町有財産無断搬出の真相究明はどこまで進展しているのか、最新の状況報告または処置内容について伺いたいと。小倉議員も先ほど聞いてましたけれども、答弁がダブっても差し支えないのでよろしくお願いします。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） 4番太田英一議員の質問の3、町有財産の無断搬出のその後についてということで、要旨の1といたしまして昨年の町有財産の無断搬出の真相究明はどこまで進展してるのかということで、昨年度、3月議会定例会で、町長のほうからは、このことについては会議等の場を設けて議員の皆様と意見交換を図って、よい方向に進めていきたいということでお話ししているところでございます。

町として、その後、再確認するということで、先ほど小倉議員の質問の答弁にもありましたけれども、業者への聞き取り、また弁護士等への相談等を行って、それを今現在取りまとめしているところでございます。この後、報告するというところで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 太田議員。

○4番（太田英一君） ありがとうございます。

この状況ですね。私が考える限りでは、一番最初の相談を受けた時点で言葉を誤った、態度を誤った、そこから始まっていると思うんですよ。

それで、この問題の一番の問題点は、町有財産であるにもかかわらず町のほうで第一人者として対応しなかった、第三者として傍観するような形で物事を進めたということが、この問題を大きくして結論を出しづらくしていると私は感じています。

この問題を、できたら今月中とか8月中でも結構なんですけれども、いろんな解決策があるかと思います。前に町長と町長室で話をしたとおり、いろんな解決方法があると思うんですけれども、私のほうから今ここでその解決方法について言うわけにもいかないし、最新の状況を確認したとしても、さっき言ったとおり、しょっぱなの第一声で

間違えた。これは、副町長がそういうつもりじゃなかったとか、そういう意味でないとかという答弁してますけれども、言ったほうと受け取ったほうではまるっきり意味が変わってくる可能性があります。これは俗に言う水かけ論ということで、認識の違いとか、そういうことになると思うんですけれども、それを払拭して真っさらな状態で新規にこの問題に対処していただければ、私は1日、2日で解決すると思うんです。

これを、例えば誰かに言った、言わない、無断でやった、やらない、どれだけの土量を持ってった、持っていない。これ誰も確定することできません。この確定できないことを今確定させないといけないんですよ。そのためには、町長並びに副町長の英断が求められています。この点について、町長、後ほど我々に全協という形で報告するようなんですけれども、全協で報告しても活字として、音声として残らない可能性があります。そのために本会議で我々は質問をして、活字、音声として残していかなければならないと。これは議員としての義務なのでご了承願いたいと思います。

そういう点からいって、長々とあれがこうだ、それがこうだということだけを繰り返しているんでなくて、最終着地点を見いだすために、折れるというのは変なんですけれども、英断をもって解決していただきたいと思うんですけれども。このことについては後でまた回答あると思うので、ここの答弁は結構です。

次に、搬出はいつ誰が行ったのかというものについて、前に何かB業者が役場のほうに報告したとか、連絡したとかという話というか、そういうのも聞こえてきてたんですけれども、何か最近になって、行政のほうには一切連絡してないとか、職員は誰も知らなかったとかというふうに、何かこう話が曲がってきてるんですよ、内容が。

それで、2番目の質問として、起案とか、そういう書類とか、メモとかは実際あったんでしょうか。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） 4番太田英一議員の質問の3の要旨の2、搬出許可をいつ誰が行ったのか、起案書等は存在するのかということについてお答えいたします。

こちら無許可での土搬出なので、無許可なので町の職員が対応したということはありません。また、職員が何か許可を出したような、先ほどご質問ありましたけれども、それについては先ほど小倉議員の質問で答弁しましたけれども、その点についても聞き取りしました。そこについても、B業者からはそういったことはございませんという回

答でした。

以上であります。

○議長（本郷良克君） 太田議員。

○4番（太田英一君） 多分そういう回答が来るとは思ってたんですけども。

ここで何を言いたいかというのは、例えば相談されたとか、起案文書があったとか、いろんなものがあるとなれば、これは担当された当事者を罰せなければならない。例えば、職員、一職員を罰しただけではこの問題は終わらない。一職員を罰すれば、その管理する課長、課長を昇進させた町長という形で最終的に町長まで行きます。それで、職員でないことを願ってこの質問をしているんです。職員の誰かを犠牲にするような解決策、それだけは絶対望んでいません。できたら、さっきも言いましたけれども、町長の英断、決断、最善な解決方法を望んでおりますので、どうか一個人の職員とか、一担当者というんですか、そういう人たちに責任転嫁させたり責任を押しつけたりするようなことのないようにお願いします。

ここでは最終的な回答は求められないと思うんですけども、後での全協で、内容によってはかなり激しい言葉、不適切な言葉が飛び交うかもしれませんけれども、それは、あくまでも正しい行政、公正な行政判断を求めるがゆえであって、誰々を罰するためということではないので、その点については十分、行政側としても配慮を持って、この問題に真摯に向き合っていただきたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（本郷良克君） 4番太田議員の質問を終わります。

2番中嶋 恵議員に質問を許します。

1. 旧大川平小学校入口付近の水路の増水時の対策について

要旨①水路の上が道路になっており、枯れ枝、枯れ葉などがつまる。また、シートパイルの残骸のようなものが横に走っており、つまりを一層助長するような構造になっています。この対策について検討はしているのか。

2. 「サーモン」養殖の関連について

要旨①寿命の長い「サーモンが町の河川の自然を破壊してしまうのではないかと心配されているが、現状は把握しているのか。

3. JR津軽線・自動車交通のNPO法人の設立に関して

要旨①設立されるNPO法人の事務局に、町からの職員の常駐がないとのことだが
どうしてか。

○2番（中嶋 恵君） 2番、日本共産党の中嶋 恵でございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、次の3点について質問いたします。

第1として、旧大川平小学校の入り口付近の水路の増水時の対策について伺います。

第2として、サーモン養殖に関連して伺います。

第3として、JR津軽線代替の自動車交通のNPO法人設立に関連して伺いたいと思います。

第1の要旨として、旧大川平小学校入り口付近は、旧小学校へ通じるアスファルト道路が水路の上を通るため上部が狭まり、枯れ枝などが詰まりやすく、そのためあふれやすくなります。その対策をお願いするものです。

第2の要旨として、寿命の長いサーモンが町の河川の環境を……。

○議長（本郷良克君） 中嶋議員、今1問目です。質問の1の答弁に行ってから2問目に行ってください。

○2番（中嶋 恵君） サーモンの養殖事業に関連して……。

○議長（本郷良克君） 中嶋議員。第1問目の質問の答弁要らないんですか。

○2番（中嶋 恵君） これ全部しゃべねば駄目でねがったが。

○議長（本郷良克君） いえ、これで何回目の質問ですか。一問一答と。

○2番（中嶋 恵君） 一問一答で、すみません、へば。

第1の要旨として、質問として旧大川平小学校の入り口付近の地区では、通称上堰と言われる水量の豊富な水路が通っています。その水路の上を旧大川平小学校へ通じるアスファルト道路が横断しており、増水時には流木、枯れ草などが詰まり、また、よく見るとシートパイルのようなものが横に走り、一層その詰まりを助長しているかのように見えます。この場所では、過去数回、水があふれて近接する民家に被害を与えています。また、この水路は流れが速く水量も多いため危険で、過去に死亡事故も起きております。何とぞ最近の気候変動の激しさの中、住民の心配を少しでも和らげていただくよう知恵をお借りしていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君）　ただいま 2 番中嶋　恵議員から大項目で 3 点が出ております。

まず 1 つ目として旧大川平小学校入り口付近の水路の増水時の対策について、それから 2 つ目のサーモン養殖の関連について、3 つ目として J R 津軽線・自動車交通の N P O 法人の設立について、大きく 3 項目あります。

この中で、まず今ご質問のありました旧大川平小学校入り口付近の水路の増水の対策については担当課長から説明し、2 番目のサーモン養殖の関連についてもこれも担当課長から説明し、最後の J R 津軽線・自動車交通の N P O 法人の設立に関しては副町長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　よろしくお願いいたします。

2 番中嶋　恵議員の質問 1、旧大川平小学校入り口付近の水路の増水時の対策について。

要旨の 1 として、水路の上が道路になっており、枯れ枝、枯れ葉などが詰まる。また、シートパイルの残骸のようなものが横に走っており、詰まりを一層助長するような構造になっています。この対策について検討はしているかについてお答えいたします。

ご質問をいただいた箇所を確認してまいりました。この水路は、先ほど議員おっしゃったとおり、水量も多く大きめの水路となっております。ほかの水路に比べ、枯れ枝等はそれほど詰まりやすくはないと考えております。また、シートパイルの残骸のように見えるものは道路橋下の鉄骨であり、現状では撤去いたしかねます。周辺の草刈り等を維持し、失礼しました、草刈り等を継続し、地区の皆様のご協力もいただきながら維持に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。（「どうもありがとうございました」の声あり）

○議長（本郷良克君）　中嶋議員。

○2 番（中嶋　恵君）　しかし、以前にも数回水があふれているんですよね。何か、いい案はないかと思っているんですが、いい案はありませんか。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　こちらの水路、確かに 4 年の大雨災害の際にあふれたりとかということはこちらでも確認しております。ただ草が詰まってとかというのはなかなかやはり起こりづらいものではあるんですが、先ほどおっしゃっていた過去に死亡事故等も起きているということもありますので、かさ上げ等の検討は今後必要になるかと

と思いますが、今すぐその対策をじゃ行いますということはちょっとできませんので、これからの検討とさせていただきたいと思います。

○議長（本郷良克君） 中嶋議員。

○2番（中嶋 恵君） 分かりました。何とか、いいあれを考えていただきたいと思います。

では、2番目の質問をしたいと思います。サーモンの養殖に関連して伺います。

近年、これから夏にかけて今別の河川を遡上するサーモンの群れが見られるようになりまして、みんな驚いています。サーモンはもともと日本原産の魚ではなく、特定外来種という分野に分類されます。日本固有のサケマス類は三、四年の寿命に対して、このサーモンは何と20年以上40年近くも生きると言われています。このため食欲旺盛で、この地域の川にもともといたアユやヤマメ、サケなど絶滅してしまうのではないかと心配している人たちがいます。事実、大川平地区で釣り上げたサーモンの腹の中からヤツメウナギが出てきたという話も聞いています。このような状況から、取りあえず学術的な環境調査を専門家に依頼し、実施する必要があるのではないのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君） よろしくお願ひいたします。

2番中嶋 恵議員の質問の2、サーモン養殖の関連について。

要旨の1として、寿命の長いサーモンが町の河川の自然を破壊してしまうのではないかと心配されているが、現状は把握しているかについてお答えいたします。

今別町沖で養殖されているサーモンにつきましては、水揚げの際に逃げてしまったものが川を遡上しているということは確認しております。河川の生態系への影響等については事業者で調査を行う予定とのことでしたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 中嶋議員。

○2番（中嶋 恵君） 今、事業者今事業者でやるというお話がありましたが、事業者の調査だとちょっと甘いんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。第三者にやってもらったほうが正確な調査になるんじゃないかなあとと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（本郷良克君） 遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　まずは事業者からの報告を待って、その結果を確認したいと思います。今後どうするかについてはまだこちらではまだ検討しておりませんので、まずは事業者からの報告を確認させていただきます。

○議長（本郷良克君）　中嶋議員。

○２番（中嶋　恵君）　分かりました。様子を見てから、頑張ってください。よろしくお願いします。

次は、ＪＲ津軽線の代替バス運行のＮＰＯ法人の設立について伺います。

今月の６月１１日の県内有力紙の一面に、蟹田―三厩間の鉄路が廃止されることが正式に決定されたとの報道がなされました。大変残念ですが、一方で今後の地域の交通を担うＮＰＯ法人が設立されると聞かされ、少し安心いたしました。しかし、内容を見ると、事務局にはＪＲの社員が２名入り、肝腎な地域からの常駐はないとのこと。これからの地域の交通を担うＮＰＯの法人に対して、時々連絡に顔を出す程度の関与でいいのでしょうか。加えて、ＪＲではバス運行を１８年という年限を区切って提案しているのに、その間の運行等のノウハウを蓄積も引継ぎもしないで、その１８年後に対処できるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○副町長（飯田　哲君）　２番中嶋　恵議員の質問３、ＪＲ津軽線自動車交通のＮＰＯ法人の設立に関連して、要旨１、設立されるＮＰＯ法人の事務局に町からの職員の常駐がないとはどうしてかについてお答えをいたします。

ＪＲ津軽線蟹田以北の自動車交通展開については、これまでも議員の皆様にご説明をしてきました。その中で、新たに自動車交通を担うＮＰＯ法人に関しては、去る６月１０日に締結した基本合意書及び覚書において、ＪＲ東日本がＮＰＯ法人の業務を担う職員２名を派遣し、今別町、外ヶ浜町は業務を援助する職員各１名を置くこととされています。これについては、この職員とは別に両町からＮＰＯ法人に理事を各１名置くこととされていること、また、ＮＰＯ法人が運行する自動車交通のダイヤ、運行本数等の運行に必要な事項は、あらかじめ両町、ＪＲ東日本、県が協議して決定するとされているなど、ＮＰＯ法人や自動車交通の上に町が関与できる形となっております。このことから、両町ともにＮＰＯ法人に対する町職員の常駐は不要と判断したものでございます。

○議長（本郷良克君）　中嶋議員。

○２番（中嶋　恵君）　どうもありがとうございました。

今の答弁を聞いて少しまた安心しましたけれども、もう少し積極的な関与も必要ではないのかと思います。これからのこの地域の交通事情を左右する重大なNPO法人だと思っていますので、何とぞよろしくお願いします。

これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（本郷良克君） 2番中島議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

開会は1時5分から。

午前11時57分 休 憩

午後 1時04分 再 開

○議長（本郷良克君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

1番綿谷敏明議員に質問を許します。綿谷議員。

1. JR津軽線代替え交通について

要旨①わんタク定期券購入助成について

2. 町観光振興について

要旨①観光PRについて

要旨②観光地・観光施設等工事費を当初予算へ計上に至った経緯について

要旨③観光地・観光施設等工事の工事概要について

要旨④観光地・観光施設等工事の発注時期について

○1番（綿谷敏明君） 1番綿谷敏明です。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問の前に、5月24日に発生いたしました山菜取り遭難においてお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご家族の皆様方には心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

私からは、質問1、JR津軽線代替交通について。

要旨として、わんタク定期券購入助成について。

質問2、町観光振興について。

要旨 1、観光 P R について。

要旨 2、観光地・観光施設等工事費を当初予算へ計上に至った経緯について。

要旨 3、観光地・観光施設等工事の工事概要について。

要旨 4、観光地・観光施設等工事の発注時期について。

以上の 2 件について質問いたします。

質問 1 の J R 津軽線代替交通についてです。要旨、先ほども言いましたけれども、わんタク定期券購入助成について質問させていただきます。

皆さんもご存じのとおり、J R 津軽線は令和 4 年 8 月の豪雨により施設が被災し、運休しています。代替交通として、代行バス、わんタク定時便、わんタクフリー便を J R 東日本が運行している状況です。わんタク定時便、わんタクフリー便には共通の定期券が販売されております。町民の皆さんは、通院、買物などで代替交通を利用しておりますので、町民の皆様方により一層利用していただくため定期券購入助成制度を整備していただきたいと考えますが、町としてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） ただいま 1 番綿谷敏明議員より、大項目の 1、J R 津軽線代替交通について、2 つ目として町観光振興について、2 点が出ております。

これらについては、各担当課長より答弁いたします。よって私からの、何かあれば再質問、答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） 1 番綿谷敏明議員からのご質問。

ご質問 1、J R 津軽線代替交通について。

要旨といたしまして、わんタク定期券購入助成についてお答えいたします。

町では、町で実施している助成事業については、通勤・通学に係る鉄道及びバスの定期券購入に対し、購入額の 2 分の 1 を現在助成しているところでございます。議員おっしゃられております、わんタク定時便、フリー便に關しての定期購入に關しては、現在助成を行っていない状況でございます。

以上であります。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1 番（綿谷敏明君） 今現在は津軽線と新幹線ですね。通勤・通学に助成を出していると、半額助成をしてるということなんですけれども、実際 J R 津軽線が廃線になり、

NPO法人が現在の代替交通を運行することになると、当然、通学・通勤の方は定期券を購入すると思います。現在の定期券1か月分は、わんタク利用料が、減免される方は2,000円、通常料金で利用する方は3,000円となります。金額的に高額な定期券ではないので、ぜひぜひ早い時期に助成制度の整備をしていただきたいと思います但町のお考えは。お聞きします。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） このご質問をいただいたときに、この定期券について確認しました。マイナンバーカードとか持っている方は2,000円、また、持っていない方は3,000円ということで確認しております。同じ地域交通になるので、今後、助成等については検討していきたいと思ってるところでございます。ただ、今現状ダブる部分、通勤・通学と路線がダブる部分があるので、その辺についても確認しながら検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 現在は、JR津軽線が廃線になっているわけじゃないので、実際、通学・通勤の方は通常の津軽線の定期券で購入して、代行バス、わんタク定時便、フリー便も利用することができます。ただ、一般の方々、高齢者の方々が非常に苦慮されていることもありまして、今こういう質問をしているわけです。また、利用客の中ではそういう定期券を発行しているというのが分からない方もいるようです。ぜひとも、町のほうで定期券の助成をしていただいて利用促進を図っていただきたいなと思って、今この質問をしております。

ところで、外ヶ浜町では、今年度4月1日から実施している定期券購入助成があります。その助成の内容は、年度内4月1日から来年の3月31日までの期間で、町民1人3回まで全額助成すると。3回までなので2,000円の方は6,000円、3,000円の人は9,000円、年間で助成をするという内容で実施しています。先ほども言いましたが、金額的にはそんなに高額な定期券ではないので、ぜひとも早い時期にこういう制度を確立して、NPO法人に移ったときにすぐ通勤・通学の方を助成できるような形にしておいたほうが私はよろしいかと思い、今質問しています。町長どうですか。そんなに高くない定期券の助成なんですけれども、ぜひとも早い時期に制度を確立してほしいと思いますので、町長のお考えを一言だけ。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） 今、わんタクの定期券購入についての助成、今これ初めて私聞いた中の情報なんですけれども、今綿谷議員言ったように外ヶ浜の今助成の内容を今見ておりました。外ヶ浜はまだお試しということで今実施しているみたいなので、ですから、この助成については利用者もまだそう多くない中での定期券ですんで、ない中という情報入ってますので、その辺は今別町で定期券購入の方がどのぐらいいるのか、それから外ヶ浜はどのぐらい余裕があるのか、それから、マイナンバーカードを持ってる方によって助成というのもまた今度ありますので、3,000円が1,000円安くなる、また、外ヶ浜の今2,000円を3か月間というのもありますので、そういうのは、今年度は無理であっても令和8年度事業に向けて、そしてNPO法人立ち上げに向かっていくという、NPO法人立ち上げというよりもNPOの運行が始まるまでには確立させるという形で、まず令和8年度4月からどのようにやっていくか、今外ヶ浜の情報を得ながらできるだけ助成できるようにやっていきたいと思っています。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 今町長おっしゃったように、外ヶ浜町ではどのぐらいの利用客、定期券の利用客があるのか、令和7年度で調査も含めて今試験的に助成しているというのは私も知っております。ただ、外ヶ浜町で実際そういう試験的なことをやっているのに今別町が全然動かないので、私が今この場でNPO法人になったときにすぐ通勤・通学の方が定期券を買える状況にしておくのも町の今後の方針としてやっていただきたいなということを含めて質問させていただきましたので。

以上で、この問題、質問1のJR津軽線代替交通については終わりますけれども、何とか考えていただいて進めていただきたいと思いますと思っています。

次に、質問2、町観光振興について質問いたします。

要旨1、観光PRについてです。

町には、すばらしい自然環境の中、高野崎には潮騒橋、渚橋、裳月海岸、高野崎と鍬釜崎からの夕日はとてもきれいなところだと思っています。また、トンネル入口広場にもたくさんの観光客の皆さんが訪れているようです。町として、今後、観光PRをどのように考え、どのように進めるのか、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（本郷良克君） 遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君） よろしく願いいたします。

1番綿谷敏明議員の質問2、町観光振興について。

要旨の1として、観光PRについてに答弁いたします。

町では、町内のイベント等での観光パンフレット配布やホームページへの記事の掲載、観光協会のSNSへの記事の提供などにより観光PRを行っております。今後も続けていく予定となっております。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） イベント等でいろいろな観光パンフレット等を配布し、イベントに参加してPRしている。非常に今までと同じやり方をしているなという感じを受けます。ただこのPRについては、ただイベントでPRするというんじゃなくて、例えば今、その後の質問にも出てきますけれども、観光施設だけ整えてもなかなか観光客は来ないと私は考えています。なので、観光PRをいかにうまくやるか、今別町のどこの観光地をどのようにPRするかを考えながら、私はPRをうまく行って誘客につなげるかだと考えますけれども、課長どう考えてますか。

○議長（本郷良克君） 遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君） 綿谷議員のおっしゃるとおり、観光施設等のPR、今までと同じやり方を現在踏襲しておりますけれども、人を呼び込むことも本当に大事なことでと思っています。

先ほどの答弁ではお伝えし忘れましたけれども、町の観光のPRとして人を呼び込むために、観光施設を回るためのラリー形式のイベント等も今年度も継続して実施してまいりますし、今後も引き続き観光客を呼び込むためのイベントは検討して進めていきたいと思っております。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 課長が職員と一生懸命やっているのは分かっておりますので。現代はパソコンの時代、通信機器の時代なので、ホームページのみならず、いろいろなPR方法があると思います。SNSとかそういうものもあると思います。ただ、このPR方法についても、過去にとらわれないで若い職員の感覚を活用してPR活動を生かしてほしい、いろいろな思いのある職員がいると思うんですよ。その辺の若い職員の発想、意見も踏まえて今後のPR活動に生かしてほしいなと私は思っております。

ぜひ遠田課長には、その辺のことも含めて職員とともにこの観光PRを進めていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。答弁はいいです。

これで要旨1の観光PRについての質問を終わります。

次に、要旨２、観光地・観光施設等工事費を当初予算へ計上に至った経緯ということで、ちょっとお話しさせていただきます。

当初予算の７款１項４目公園管理費に高野崎園地整備事業施工管理委託料、公園遊具等設置実施設計業務委託料、高野崎園地整備事業工事、公園遊具設置工事の名目で4,886万円ついております。次に、７款１項８目道の駅事業費に道の駅いまべつ再整備基本構想見直し業務委託料、道の駅連絡路等設置工事名目で2,769万円。次に、８款２項３目道路新設改良費に道路新設改良工事費積算業務委託料、青函トンネル入り口線外整備工事名目で1,120万円。この３つで合計で8,775万円、当初予算さついていることになります。私の考えだと、単年度に観光地等にかかる金額としては非常に当初予算では大きな額だと考えています。その大きな額をのせた、当初予算にのせた経緯、計上に至った経緯をぜひお聞きしたいと思います。

○議長（本郷良克君） 遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君） １番綿谷敏明議員の質問の２、町観光振興について。

要旨の２として、観光地・観光施設等工事費を当初予算へ計上に至った経緯について答弁いたします。

令和７年度当初予算の観光地・観光施設等工事費で金額が大きいものとなっている高野崎園地整備事業工事ですが、本事業は令和４年度に国補助金の申請を行い、５か年計画で園地整備を進めてきたものとなっております。また、今別町総合計画の中でも、滞在型施設の整備の一環として園地等の整備に努めるとなっておるため、整備をして進めているものとなります。昨年度、駐車場及び園地内遊歩道の整備に係る設計を行い、令和７年度当初予算に園地整備事業工事についての予算を計上したところです。

続いて、遊具設置工事についてですが、こちらは地区の皆様からの要望や議会での要望等を受けての事業実施を決めたものとなります。

続きまして、青函トンネル入り口線の道路整備ですが、こちらも地区の皆様からの要望や議会等での意見を受けての道路及び駐車場入り口部分の整備を行うこととしたものとなっております。

続きまして、道の駅いまべつの連絡通路の工事についてですが、この連絡通路は、道の駅いまべつ周辺の利便性向上につながるもので、道の駅再整備計画や総合計画でも道の駅いまべつの周辺施設の整備を行うことが明記されており、その一環として工事を行うものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 今、私質問したのは主立ったものであって、今質問したのが8,775万円ということで質問したんですけれども、実は山村広場のトイレ解体も公園の一種として考えると345万円と、これを加えると9,120万円、1億円まではいかないですけれども、かなり1億円に近いぐらいの金額が1度に単年度で公園の工事に予算計上されているわけです。その9,120万円という額を単年度で入れた、予算計上したわけですが、この9,120万円という額を産業建設課長はどのようにお考えですか。

○議長（本郷良克君） 遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君） 9,120万円。金額としては確かに大きい金額ですが、すぐ思いつきで決めたわけではなくて、こちらもお金とか計画を組んできたものですので、どこかではやらなければいけない事業となります。今年度必要ということで予算計上したものですので、確かに金額としては大きいですが必要なものとは私は考えております。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 当然計画どおりやって、計画が合致して単年度になったということだと思うんですけれども、私は工事を施工するなということではなく、観光地等の整備には非常に多額の予算がかかるわけなんですよ。それを計画どおりやってきたから単年度で1億円近いお金をつけるというのはちょっと無理があるのかなあと。だから、先ほど要旨1でも質問しましたけれども、観光PRと併せてうまく工事計画を組んでやらないと、最少の予算で最大の効果を上げなければならないと思います。なので、どのようにPRをするかということも踏まえて、ただ計画にあったからやりますよじゃなくて、そういうことも踏まえてやっていただきたいと。観光PRと併せて計画的に進めていただきたいという、これは私の考えです。町長どうですか。

遠田課長のほうは、計画をやってきて、ちょうど単年度で9,120万円ぐらいかかるような当初予算を組んだと。でも、私は、最小の予算で最大の効果を得るためには、もうちょっとPR事業も併せてこの公園工事をやっていただきたいなというふうに考えるわけです。町長の考えを。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） まずですね、今の観光施設等の1億円等という話に行く前に、ま

ず、今各地区から二、三年かけて要望の出てきた施設、これについて予算化しなきゃいけないというので、いろいろ毎年度苦労してやってきてるんですが、まず高野崎園地については、今課長が説明したように、令和4年度から計画が組まれていながら実施年度、大きいのは今年度に来てます。遊歩道と駐車場、これが一番大きい工事が今年度に来ています。これがまず一つの大きい金額になっていますが、あとはアスクリと、それから体育館との連絡通路、これは町有地の中の連絡通路なんですけど、これについては昨年度やる予定であったのが、いろいろな事業の単価等が上がったことによって設計を見直し、水路の変更もあったので、急遽、昨年取りやめにして予算をなしにして今年度にした状態の分が出ております。これは観光施設と捉えるのか、私は道の駅体育館の連絡通路として考えているんですが、観光地として計算するか、その辺はその人によって違うと思うんですが、そういう形があったというの、連絡道路。あと後半に話のあった村元地区の山村広場のトイレ解体、これについては毎年地区から要望のあったテニスコートとトイレを解体してほしいとずっとお願いされて、昨年つける予算がちょっとなくて今年度を持ってきました。総代さんにもやっとやることになりましたよという形で、山村広場のトイレ解体という形で予算しました。

そういう形で組んでいく中で、私は、トイレについては公共施設の山村広場の施設だよという捉え方で今いますし、ただ観光としてもう一つ捉えるのがやっぱりさっき課長が話をした、議員も1回視察に行ったトンネル広場の入り口のところから入っていく道路が狭いということ、回避場所がない。これを既存のものを生かしながら幅広にすることにした。あと、皆さんからも意見聞いた中での駐車場に入るときの観光バスが入る場合、車体が地面と接するというので、それもまたなだらかな駐車場の入り口を造ろうということで、これについても今回予算化しました。

そういう中で、観光分野といえばトータル観光状態になるんだけど、そういう形で、単年度、単年度から見ると観光地はそんなに多く予算ついていません。そんなにかかってません。ただ、今年度まとめてみればそういう額になっていることで、何とかご了承承りたいと思います。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 今、私の地元の村元の話出たんですけども、河川のほうのトイレもほごしてくださいという要望も出ていましたのでよろしくお願いします。

今町長おっしゃったとおり観光地、私の観光地施設とかという捉え方も町長と町側と

私の感覚の違いもあると思うので、一概に私の質問した金額が全てそうなのかということちょっと疑問なところも町長はお持ちだと思います。いずれにせよ私の言いたいのは、観光地の工事をやる場合は、やっぱり観光PRの中身、どこの部分、高野崎だったら高野崎、入口広場だったらトンネル入口広場など、きっちり観光の計画を立てながらやっていただければなというふうに思いがあって質問をさせていただきました。

これで要旨2の観光地・観光施設等工事費を当初予算へ計上に至った経緯については質問を終わらせていただきます。

次に、要旨3、観光地・観光施設等工事の工事概要について質問いたします。

これは委託料もあるので、委託料はもう名前見ればどういう委託料か中身分かるので、私からは、高野崎園地整備事業工事、道の駅連絡路等設置工事及び青函トンネル入り口線外整備工事の現時点での想定している工事概要についてお伺いします。先ほどトンネル入口広場は、町長おっしゃったとおり議会でもいろいろ何回か質問された議員の方もおりますが、再度お聞きします。よろしくお願いします。

○議長（本郷良克君） 遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君） 1番綿谷敏明議員の質問の2、町観光振興について。

要旨の3として、観光地・観光施設等工事の工事概要についてにお答えいたします。

高野崎園地整備事業工事ですが、こちらは高野崎園地駐車場のアスファルトの張り替え及び園地内遊歩道の補修工事を行います。

続いて、公園遊具設置工事ですが、こちらは道の駅いまべつ前の農村公園に昨年度も遊具を設置いたしました。同じ場所に遊具を追加設置いたします。また、団地のほうにも遊具を設置する計画としております。

続いて、青函トンネル入口線の道路整備工事ですが、大型バスとの擦れ違いを確実にできるようにするための退避スペースの整備と、駐車場入り口部分の段差解消工事を実施いたします。

続きまして、道の駅連絡路等設置工事ですが、いまべつ総合体育館側から道の駅いまべつへ通じる連絡通路を設置し、利便性の向上を図る工事となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 工事4つあるんですけども、遊具のほうは分かります。一つずつやりたいと思います。

高野崎園地整備事業工事に、町長、前、議員の方に説明したときは、駐車場の舗装の張り替えもそうなんですけれども、何か駐車場を拡張するという話を私聞いたことあるし、村元の部落座談会でも私出席させていただいたんですけれども、町長は拡張すると、今、拡張なくなったんですけれども、これどういうことですか。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） いや、そのとおりで、私も最初から高野崎園地、拡張というので、私、職員とずっと話をしてきたんですが、ところが高野崎の園地、計画段階の時点、私ちょっと情報入ってなかったんですが、今現在の高野崎園地の駐車場と柵がありますね、入るときの。柵をずっと前のトイレのほうまで出すというのが私の思いであったんですが、この柵を造るときに補助金もらっていたんだそうですよ。まだ補助金の期限が切れていないので、解体して拡張に入っていけないんだそうですよ。そういうところで、今、綿谷議員も言った、村元地区では私まだその気持ちでいたんだけど、そうでなかったよということが判明したので、ここで陳謝します。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 町長おっしゃるのは分かります。補助金もらって網がかかっているののでできませんよと。先ほど遠田課長、5年前からこれ計画組んできると。5年前から計画を組んで、そういうのを調べないで計画を組んで工事やろうとしたんですか。あそこは国定公園にもなってるので、恐らく勝手に工事したりいろいろできないと思うんですけれども、その辺。遠田課長、たしか5年前から計画を組んで、去年ですか、設計組んでやってるという、その5年前から計画組んでやってるのに補助金の網がかかっているといっ、これどういうことですか。事務的なミスということよろしいですか。

○議長（本郷良克君） 遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君） 5年前の計画の段階では、実際にはこの計画の中、ほかにも、例えばトイレの解体、トイレでない、シャワーの解体をすとかという計画も持ってたんですが、補助金と国の補助金の金額との調査の中で、また内容の精査の中で国と交渉した結果、こちらで要望した全部はできないよということで、事前に柵と、園地の中の柵の補修と、今の今回あるアスファルト等の補修等を実際に事業として実施していくという方向になりました。

その柵の部分を、先にやったという部分をちょっと私も町長のほうにお伝えするのを忘れておりましたので、そこは私のミスだと思います。ただ、拡張したいという思いを

聞いたときに調べて判明したので、すみません、私もちっとそこはお伝えし忘れており悪かったところですけども、トータル私のミスになると思います。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 5年前から計画を組んで、実施する段階になったらできないと、これは非常に行政としてはいかなるものかなと考えております。

あとは高野崎のほう、町長、遊歩道の話もしてましたよね。遊歩道の整備もするんだと。遊歩道はやらないんですか。

○議長（本郷良克君） 遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君） 園地内の遊歩道のアスファルトの劣化も今回の工事と一緒に補修する予定になっております。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 以前、全協で町長とちょっとお話ししたときに、渚橋と潮騒橋を見学するにきたおばあちゃんとお孫さんがいたということをお話しした覚えあるんですけども、その中で高野崎に下りていく道路、あまりよくないんですね。当然、襲月側の遊歩道も、当然、設置してから、施工してから数十年経過しているのであまりよくない。どこの観光地へ行っても、遊歩道を設置しているが管理されてないというところが非常に多いです。自分あちこち歩きますけれども、パンフレットには遊歩道あるように書いてあるんですけども実際は歩けない遊歩道がいっぱいあるということで、遊歩道の整備については、整備した後、きっちり管理するということを私はお願いしたいと思います。高野崎の部分については、ただ遊歩道を直して整備するだけじゃなくて、その後の管理、きっちり町でやっていただけるようお願いを申し上げます。

次に道の駅の連絡路等設置工事について。

道の駅のほうから体育館のほうに、現場で町長からの説明も受けました。また、道の駅の再整備構想、それはJ R東日本の関係のN P O法人の事務所を今別に設置して道の駅に町長が置きたいというそういうこともあって構想を練り直すということだと考えております。

ただ、今、これは綿谷議員本人の考えですよ。道の駅から体育館への連絡路が本当に必要なのかと。あそこに今遊具も、新しい遊具も設置するということで、この連絡路というのは、人が歩く道路なのか、人も車も通れる道路なのか、その辺、私ちっと認識がないので教えていただければ。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） こちらの道の駅連絡通路ですけれども、令和3年に道の駅再整備計画というのが作成されたのは綿谷議員もご存じだと思います。その後、その計画については実施できなかったんですけれども、今回の委託料の中に道の駅の再整備の関係で、また委託料を見ているところでございます。これについては、先ほど綿谷議員おっしゃられたとおり、JRの関係で、アスクルの拡幅とかいろいろそういった、また改めて、太田議員からも指摘あったんですけれども、改めてあの周辺をもう一度見たほうがいいんじゃないかということで今回委託料も計上しているところでございます。

その連絡路については、今通常、今使っている搬入路なんですけれども、そちらは非常に危険ですし、実際事故もありました。そういった経緯もありますし、今の再整備の関係で新たに連絡路を整備するに当たっては、新たな搬入路もということでも考えております。また、体育館の宿泊者が道の駅等に行くための道でも考えておりますので、車と、また歩行者が歩いても行けるということで、こちらとしては考えている道路でございます。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 用途としては、歩道用と車道用と両方ですよ。分かれる、分かれるは別として両方使えるようなという形ですね。それが体育館と、宿泊施設の方がご飯を食べに行ったり連絡をスムーズにできるようにする、それがメリットだという解釈でいいですか。

○議長（本郷良克君） 参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君） 今綿谷議員おっしゃられたとおり、そこもメリットと町としては考えております。また、搬入路としては今は本当に狭いので、安全性とかも考えると、新たな搬入路することによってスムーズな搬入もできると思いますし、また道の駅を拡幅することによって今使ってる搬入路はちょっと使用できなくなりますので、そういった意味でも今回整備するところでございます。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 搬入路は全く別なほうが事故なくできるので、それはいいと思いますが、ここで、今は物価高でなかなか予算どおりいかないと思うので、造る以上は予算に合わせて造るんじゃなくて、仕様にきっちり合わせて予算足りない場合は補正する、専決するなど、いろいろ方法あると思いますので、造った後にきっちり管理して、造っ

たもの、できたものが、町民から「ああ、よかったね」と言われるようなそういう道路、施設管理をしていただきたいと私は思います。

それで、次に青函トンネル入口線外整備工事についてです。

これは、議会でも何回か取り上げられましたが、議会で話があったことを踏まえて、入り口の改良、駐車場への進入時の段差の解消を確実に実施して、先ほども言いましたが予算に合わせるんじゃないくて、たしか予算900万円ですか、ちょっと私の感覚では足りないのかなという感覚もします。そういうことも含めてきっちり、先ほども言いましたが、工事が終わった後、利用者に喜ばれるような工事をしていただきたいと考えております。

これで、要旨3の観光地・観光施設等工事の工事概要については質問を終わらせていただきます。

次に、要旨4の観光地・観光施設等工事の発注時期について。

恐らく去年設計を組んで、今年、本設計を組んで入札ということになると思いますが、この前、トンネル入口広場、何か業者が測量していたような感じもしますので、いつ頃発注になるのかなというのをちょっと疑問に思っているところもあるので、3件について発注時期を教えてください。

○議長（本郷良克君） 遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君） 1番綿谷敏明議員の質問の2、町観光振興について。

要旨の4として、観光地・観光施設等工事の発注時期についてお答えいたします。

高野崎園地整備事業については、現在入札の準備を進めており、6月中に入札を行う予定となっております。

続きまして、遊具の設置工事についてですが、現在、農村公園設置予定の工事について設計の再確認を現在進めております。確認が終了し次第、入札を行う予定となっております。

続きまして、青函トンネル入口線の工事についてですが、こちらも現在設計の再確認を進めており、完了次第入札予定となりますが、今のところ7月の入札実施となる予定です。

続いて、道の駅連絡通路については、担当の総務企画課のほうで7月の入札実施に向け準備を進めているところです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 課長、すみません。青函トンネル入り口工事のところ、何月って言いましたか。（「7月」の声あり）

○議長（本郷良克君） 綿谷議員。

○1番（綿谷敏明君） 観光地であるのに、6月、7月、7月ですか。ちょうど観光シーズンに工事を実施するということになりますよね。早くやることは大変いいことなんですけれども、それによって観光客の方にご迷惑がかかるというのがあります。トンネル入口広場も、当然7月であればちょうど観光客が出入りする時期だと思います。それを変更してくださいということではありません。観光地なので、きっちり観光客の入り、その他を見ながら、観光客の方にご迷惑のかからないような形で工事を考えていくのも町側の考えの一つではないかなと思います。いずれにせよ、6月、7月、7月なので、ちょうど工事の時期としては非常にやりやすい時期だと思います。でも、観光客の方には非常に迷惑な話だと私は思います。それを変更してくださいということではありません。ただ工事については、とにかく担当者が現場に行って現場管理をするのが非常に大事だと思います。ただ委託しているからいいという形じゃなくて、どのように工事を進めて、どのようにやっているのかというのも、現場へ行ってみるのも若い職員の勉強の一つとして考えられるので、その辺は、忙しい中ですが担当者の方は現場に足を運んでいただき、よりよい完成を目指して、私からもよりよい完成をお願いして、1番綿谷敏明の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本郷良克君） 1番綿谷議員の質問を終わります。

3番本間闘士議員に質問を許します。本間議員。

1. 介護保険における住宅改修費の償還払い方式の見直しについて

要旨①制度の概要と償還払いの理由について

要旨②住民の声と町の認識について

要旨③他自治体における受領委任払い方式の導入状況について

要旨④支払方法の改善に向けた今後の取り組みについて

○3番（本間闘士君） 本日最後の質問となります。よろしくお願いします。

通告に基づき、私から大きく1点。介護保険における住宅改修費の償還払い方式の見

直しについて。

要旨として4点伺います。

それでは、まず1つ目の質問といたしまして、制度の概要と償還払いの理由についてです。

まず初めに、本日は、介護保険制度に基づく住宅改修費の支給制度についてお伺いいたします。

この制度は、要支援または要介護の認定を受けた方が自宅での生活をできる限り長く安全に、そして安心して続けられるよう住宅の一部を改修する際にその費用の一部を補助するというものです。例えば、手すりの取付けや段差の解消、滑りにくい床材への変更、和式から洋式への便器の取替えなど日常生活の中で不安を感じやすい場所を改善するための支援が行われています。今別町は、ご承知のとおり高齢化率が全国でも非常に高く、町民の多くが年金を主な収入減として生活しておられる状況にあります。そうした中で、自宅で安心して暮らし続けるためにこの制度を必要としている方は多く、制度の意義そのものに対しては町民からも評価や感謝の声が聞かれています。

しかしその一方で、実際にこの制度を利用しようとすると幾つかの現実的な壁が存在することも事実です。特に現在は償還払い方式が採用されており、工事費用を一旦全額自己負担した上で、後日、補助分が戻ってくるという仕組みになっております。そうした背景も踏まえた上で、まずは今別町における住宅改修制度の概要と、なぜ現在も償還払い方式が採用されているのか、その理由やご事情について町の見解をお伺いします。

○議長（本郷良克君） 町長。

○町長（阿部義治君） それでは、3番本間闘士議員の質問であります。

1つとして介護保険における住宅改修費の償還払い方式の見直しについて、要点が4つあります。これらについて担当課長より説明しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 山崎課長。

○町民福祉課長（山崎真直君） よろしくお伺いいたします。

3番本間闘士議員の質問1、介護保険における住宅改修費の償還払い方式の見直しについて。

要旨1、制度の概要と償還払いの理由についてお答えいたします。

介護保険における住宅改修費の給付は、利用者が一旦費用全額を支払い、領収書を提出することにより保険給付される償還払いが原則となっていることから、町では償還払

いを行っております。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○3番（本間闘士君） 制度の概要に関しましては、私が今前段でお話しした内容で差し支えないという形でよろしいでしょうか。

○議長（本郷良克君） 山崎課長。

○町民福祉課長（山崎真直君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○3番（本間闘士君） 1つ目の質問では、まずこの制度の概要、そして現在の償還払いの理由について答弁を求めました。

次に、質問2に移りたいと思います。

質問2といたしまして、住民の声と町の認識についてです。介護保険制度における住宅改修費の支給方法について、町民の声を踏まえて町のご認識をお伺いいたします。

現行制度では、先ほども説明がありましており償還払い方式が採用されており、工事を実施する際には、利用者の方が一旦工事費用の全額を自己負担し、その後、申請を行って給付を受けるという流れになっております。

この仕組み自体は、制度の適切な運用という観点から理解できる部分もあるのですが、町民の皆様からは、この一旦全額払うという点について様々なご意見が寄せられております。特に年金で生活されている高齢の方からは、制度があっても使えない、一時的な立替金を用意できないといった切実な声もいただいております。例えば20万円の工事を行う場合、本来は9割給付で18万円が後日戻るとはいえ、最初に20万円を準備することができないため制度の利用自体を断念せざるを得ないという声もありました。こうした状況を拝見しますと、制度の目的である在宅で安心して生活するための支援が実際には届きにくい現実があるのではないかと感じております。今別町は高齢化が進んでおり、まさにこの制度を必要とする方が多い町です。だからこそ、制度が形式的に存在するだけでなく、実際に活用できるような設計になっているかを見直すことが重要ではないかと私は考えます。

そこでお伺いしますが、こうした町民からの声に対して町としてはどのような認識があったのか、また受け止められておるのか、そのようなギャップについて、町の現時点でのお考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（本郷良克君） 山崎課長。

○町民福祉課長（山崎真直君） 3 番本間闘士議員の質問 1、要旨の 2、住民の声と町の認識についてお答えいたします。

住宅改修の支払いについては、本間議員から先ほど住民の方からそういうお声があるということがありましたけれども、私たち、そういう利用者の方から特にそういう要望等を聞いておりませんでした。そこで原則である償還払いを活用しておりました。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○3 番（本間闘士君） 町のほうには、住民の方からはそういったお声がないということを理解しました。この質問は、住民の声と現在の町の認識について問うたものです。

この質問を終わりにして、次に質問 3 に移ります。

他自治体における受領委任払い方式の導入状況について伺います。

これは、他自治体では償還払い方式ではなくて受領委任払い方式といった形式を取っておられる自治体も実際にあります。現在、介護保険制度に基づく住宅改修費の支給は、今別町では償還払い方式、例えば青森市などをはじめとする幾つかの自治体では、受領委任払い方式、いわゆる代理受領方式を導入しています。この方式は、事前に登録された事業者が工事を行い、改修費用のうち利用者が自己負担する 1 割分だけを利用者が支払う形となっており、残りの 9 割分については行政が事業者に対して直接支払うという仕組みになっております。このような方式が採用されることで、利用者は一時的に金額を立て替える必要がなくなり、制度がより現実的に使いやすいものになります。経済的に余裕のない高齢者の方々にとっては非常に大きな支援となり、制度の本来の目的である在宅生活の支援というものを確実に実現する一助となります。

こうした状況を踏まえて、町として他自治体における受領委任払い方式の導入状況について把握しているのか伺いたいと思います。

○議長（本郷良克君） 山崎課長。

○町民福祉課長（山崎真直君） 3 番本間闘士議員の質問 1、要旨の 3、他自治体における受領委任払いの方式の導入についてお答えいたします。

東青地域では償還払いと受領委任払いを併用している自治体が 3 自治体、償還払いのみの自治体が今別町を含む 2 つの自治体となっております。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○3 番（本間闘士君） 課長、答弁のほうありがとうございます。

他自治体の状況等も把握していることが十分に認識されました。

最後になります。要旨の４、支払い方法の改善に向けた今後の取組についてです。

ここまで質問をいたしまして、制度の概要ですね。そして、町民の声をこの場でお届けしたわけであります。他自治体における導入の状況についても確認いたしました。これらの質問を踏まえて、今後の制度の在り方について町としての方針、そして検討の方向性についてお伺いしたいと思います。

今別町では、何度も申し上げておりますが、高齢化が極めて高く、全国的にも高齢化が進んでいる自治体の一つです。日々の暮らしを年金で過ごされる方にとっては、一時的に支払う償還払いは非常に負担になると、そういった声を今お届けしたわけですが、介護保険制度における住宅改修費の支給は、高齢者が住みなれた地域や自宅で安心して生活続けるために欠かせない支援の一つだと私は思います。ですが、現在の制度では形式的に用意されている状況で、実際には様々な現実の壁があるのはここまでの質問でお話ししましたので、今後、町の実情に応じた形で導入を模索していく可能性があるのかどうか。無理に他の自治体の方法をそのまま導入する必要はありませんが、本町に適した形で少しでも利用者の負担を軽減できる制度設計が可能かどうかなどを鑑みて、町として今後の取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（本郷良克君） 山崎課長。

○町民福祉課長（山崎真直君） ３番本間闘士議員の質問１、要旨の４、支払い方法の改善に向けた今後の取組についてお答えいたします。

支払い方法につきましては、先ほど本間議員からもあったように、住民の方からそういうお声があるということを確認しましたけれども、町といたしましても、関係する事業者の方などから現状を確認し、受領委任払いの導入を検討してまいりたいと思っております。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○３番（本間闘士君） ただいま課長のほうから答弁ありましたが、検討してまいりたいというお話でした。ただ、検討していくというお話は、どのような場で、どのような視点から、どのようなスケジュール感で検討するのかというのは少し答弁の中では見えづらいと感じておりますので、さらにもう少し詳しくお話できる範囲があればお伺いしたいと思います。

○議長（本郷良克君） 山崎課長。

○町民福祉課長（山崎真直君） まずは、こちらで現状を確認したいというふうに思いま

す。そういうお声があるというのは、今実際に私たちそういう声を聞いたことがありますので、そこをきちんと確認してから事務のほうを進めたいと思っておりますが、この受領委任払いについては双方にとってメリットがあるものだと私も思っております。また、この事業を進めるに当たり事務的にもちょっと、ある程度時間を要するものだと考えておりますので、その準備が整い次第、前向きに導入していきたいというふうに考えております。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○3番（本間闘士君） ありがとうございます。

償還払いには償還払いのよさが当然行政側からすればあります。受領委任払いは、行政として運用する上でデメリットもあると思われます。そうしたところの整備を進めていただいて、利用者の方が本当に負担が少なく、制度を活用できるような取組を進めていただきたいと思います。

私からの質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（本郷良克君） 3番本間議員の質問を終わります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時10分 散会